

1. 事業所の概要

事業所名	きらら特定施設入居者生活介護事業所竿燈通り
所在地	〒010-0921 秋田県秋田市大町二丁目5-1 きららアーバンパレス8~9F
介護保険事業所番号	0570119016
管理者名	大信田 一真
連絡先	TEL 018-895-7265 ・ FAX 018-895-7266
ホームページ	http://www.kirara-tp.co.jp/

2. 事業所の職員体制等

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士	1名(兼務)		管理業務全般
生活相談員	社会福祉士等	1名		利用者相談業務
看護職員	正看護師	1名		健康管理・看護業務
	准看護師	0名		
介護職員	介護福祉士等	10名以上 (2名兼務)	1名以上	介護業務
機能訓練指導員	准看護師	1名		日常生活動作訓練
計画作成担当者	介護支援専門員	1名(兼務)		(介護予防)特定施設サービス 計画の作成

3. 事業所の設備概要等

定員	30名	食堂	2室(8F、9F) (IHクッキング付)
居室	24室(トイレ、洗面台、家具付) (個室18室・2人部屋6室)		機能訓練室
浴室	個別浴室 1室(9F)	その他トイレ	2か所(8F、9F)
	特殊浴室 1室(8F)	ケアステーション	2室(8F、9F)
一時介護室	2室(8F、9F)	事務室・管理室	1室(8F)

4. サービス内容

ご利用者の身体状況や日常生活における状況を考慮し、ご利用者及びご家族の要望にできる限り沿い、特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護計画を作成します。計画を説明し、同意のもと、介護保険法令ならびに計画に沿い、サービスを提供します。

1) 食事の提供

栄養士がカロリー計算した、バランスの良い食事をご提供します。

ご利用前に嚥下状態やアレルギーなどの禁食、制限、指示の確認、ご要望を伺い、普通食、一口大、刻み、極刻み、ミキサー、ソフト食、トロミ等の食事を提供します。

提供開始時間は、朝食は、7:30、昼食は、12:00、夕食は17:00となります。

提供時間の変更も可能ですが、衛生面の観点から上記の提供後2時間までとさせていただきます。

2) 入浴

ご利用者の状態や疾病に合わせ、また本人の希望も考慮し一般浴槽、または特殊浴槽がご利用できます。

入浴が困難な場合は、清拭対応を行います。

3) 日常生活における介護

特定施設入居者生活介護計画書に沿って下記の介護を提供いたします。

① 食事の準備、後始末及び食事摂取の介助

② 入浴時の衣類の着脱、洗身及び洗髪介助

③ 排泄に関するトイレ誘導、おむつ交換等の介助

④ その他シーツ交換、体位変換、施設内の移動介助等

4) 機能訓練 ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施します。 ①リハビリ体操、日常動作訓練、歩行訓練等
5) 生活相談 生活相談員が、サービス内容や生活全般に関するご本人・ご家族のご相談をうけたまわります。
6) 健康管理 看護職員がご利用者様の主治医あるいは施設の協力医療機関と連携を取りながら健康管理を行います。
7) 療養食の提供 ご希望に応じてご提供します。
8) 理美容サービス ご希望の場合は、館内にて外部サービスをご利用いただけます。 ※費用は、5. 利用料金 (8) ①その他料金を参照。
9) レクリエーション 体を動かすアクティビティ・ゲーム、あたまの体操（くもん学習療法）などご利用者様が楽しめるレクリエーションを企画しております。
10) その他日常生活に必要なサービス全般 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えをご希望に応じ行います。 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
11) 送迎 ご利用者の心身の状態やご家族のご希望や状況から送迎が必要な場合は施設の車両にて送迎を致します。 (日程や時間帯によって難しい場合はご相談させていただきます)

## 5. 利用料金

### (1) 基本料金 (1日あたり)

	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適用時の負担金 (1割負担)	介護保険適用時の負担金 (2割負担)	介護保険適用時の負担金 (3割負担)
要支援1	1,830円	183円	366円	549円
要支援2	3,130円	313円	626円	939円
要介護1	5,420円	542円	1,084円	1,626円
要介護2	6,090円	609円	1,218円	1,827円
要介護3	6,790円	679円	1,358円	2,037円
要介護4	7,440円	744円	1,488円	2,232円
要介護5	8,130円	813円	1,626円	2,439円

### (2) 加算料金

		全額自己負担	介護保険適用時 (1割負担)	介護保険適用時 (2割負担)	介護保険適用時 (3割負担)
看取り 介護加算Ⅰ	死亡日前45~31日	720円/日	72円/日	144円/日	216円/日
	死亡日前4~30日	1,440円/日	144円/日	288円/日	432円/日
	死亡日前日・前々日	6,800円/日	680円/日	1,360円/日	2,040円/日
	死亡日	12,800円/日	1,280円/日	2,560円/日	3,840円/日
夜間看護体制加算(Ⅰ)		180円/日	18円/日	36円/日	54円/日
夜間看護体制加算(Ⅱ)		90円/日	9円/日	18円/日	27円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)		120円/日	12円/日	24円/日	36円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)		200円/日	20円/日	40円/日	60円/日
協力医療機関連携加算(1)		1,000円/月	100円/月	200円/月	300円/月
協力医療機関連携加算(2)		400円/月	40円/月	80円/月	120円/月

サービス体制強化加算(Ⅰ)	220 円/日	22 円/日	44 円/日	66 円/日
サービス体制強化加算(Ⅱ)	180 円/日	18 円/日	36 円/日	54 円/日
サービス体制強化加算(Ⅲ)	60 円/日	6 円/日	12 円/日	18 円/日
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	12.8%	左記の 1 割の額	左記の 2 割の額	左記の 3 割の額
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	12.2%	左記の 1 割の額	左記の 2 割の額	左記の 3 割の額
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	11.0%	左記の 1 割の額	左記の 2 割の額	左記の 3 割の額
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	8.8%	左記の 1 割の額	左記の 2 割の額	左記の 3 割の額

※これらのいずれかの加算を算定します。

- ※1 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、他職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるように支援した場合に算定します。  
(別紙：重度化した場合における対応に係る同意書 参照)
- ※2 夜間看護体制加算(Ⅰ)：看護に係る責任者を定め、夜勤または宿直を行う看護職員が1名以上であり、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。  
夜間看護体制加算(Ⅱ) 看護に係る責任者を定め、利用者に対して24時間連絡できる体制と必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合に算定します。  
(別紙：重度化した場合における対応に係る同意書 参照)
- ※3 個別機能訓練加算(Ⅰ)：多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。  
個別機能訓練加算(Ⅱ)：(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省 科学的介護情報システム【LIFE】にてデータ化し、PDCAサイクルの推進・ケアの向上を図っている場合に算定します。
- ※4 協力医療機関連携加算(1)：急変時に医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し、入居者様より診療の求めがあった場合診療を行う体制を常時確保しており、かつ、協力医療機関との間で入居者様等の同意を得て情報共有する会議を定期的実施している場合に算定します。  
協力医療機関連携加算(2)：当施設の看護職員が利用者ごとに健康状態の状況を継続的に記録し、協力医療機関や主治医に対して利用者の健康状況について、月に1回以上情報提供している場合に算定します。
- ※5 サービス提供体制加算(Ⅰ)：介護福祉士が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当し、サービスの質の向上に資する取組を実施している場合に算定します。  
サービス提供体制加算(Ⅱ)：介護福祉士が60%以上である場合に算定します。  
サービス提供体制加算(Ⅲ)：介護福祉士40%以上、または、勤続7年以上の者が30%以上、または常勤職員75%以上、のいずれかに該当する場合に算定します。
- ※6 介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。  
介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

(3) 減算 ※基準に適合していない場合の減算

業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 ※2025年3月31日までの間、減算を適用しない。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算
介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の70%を算定

(4) 利用料金

賃料 (1か月あたり)

一人部屋Aタイプ 55,000円

一人部屋Bタイプ 66,000円

二人部屋Cタイプ 89,000円

共 益 費 40,000円

※入居の際に敷金(一か月分の家賃相当)をいただきます。

(5) 食事代 朝食 260円  
 昼食 685円 (おやつ含む)  
 夕食 500円  
 計 1,445円 /日 (税込)

- ① 行事食にかかる特別な材料費 (税込み)  
 月 1 回程度の行事食の材料費等 300円/回 ※食費とは別  
 年 2 回程度の特別行事食の材料費等 600円/回 ※食費とは別

(6) CSセット

入所の際に必要なタオル類・日用品を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービスです。

CSプラン：タオル類・日用品 日額 407円 (税込)  
 オプションで私物洗濯 55円 (税込) /乾燥状態 100g を付帯できます。(ドライは別料金)  
 ※入所準備と日用品の補充のお手間が軽減されます。  
 CSセットは所定の事業者と直接契約となります。

(7) 専用住居部分の契約等については別途とする

(8) その他料金 (別途必要な場合 / 1 回あたり・税別)

① 理美容費

2,500円～	理容・美容のサービス ※但し、希望があった場合のみ
---------	------------------------------

④ レクリエーション費

随時相談のうえ決定	レクリエーションの費用等
-----------	--------------

② おむつ代

実費	尿取りパット、リハビリパンツ等 ※但し、希望があった場合のみ
----	-----------------------------------

⑤ 日用品費

実費	CSプランの日用品以外の品 ※但し、希望があった場合のみ
----	---------------------------------

③ 教養娯楽費

随時相談の上、決定	趣味の時間の教材・材料費等
-----------	---------------

(9) 支払方法

基本的には当該月末締めにて請求書を作成してお渡しいたします。(法定受領の手続きのため、請求書は締め日翌月中旬の発送となります。) ご都合により現金支払、口座振替または銀行振込等の方法を選択していただけます。お支払期限は請求書発効日から 2 週間以内となります。尚、銀行振込等の場合はご入金を確認された時点で領収書を発行いたします。また、暫定プランでサービスをご利用の場合は介護度が確定した後に対象期間分を請求させていただきます。

なお、事業者は、法令に則り、介護給付費等を保険者である市区町村へ代理請求し、市区町村から介護給付等の支払いに関する受領書等を受けたときは、本来の受領者であるご利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知します。

(10) サービスの中止

- ① 利用開始前にサービスを中止する場合は、料金を負担することなくサービスの利用を中止することが出来ます。  
 ② 利用途中にサービスを中止・解除して退去する場合は、退去日までの日数を基に利用料を計算します。  
 ※以下の場合には、利用途中でサービスを中止する場合があります。
- ・ご利用者が中途退去を希望し、ご家族のご了解があった場合
  - ・入居中 (入居時) の健康チェックの結果、体調不良によりサービス利用が不可能となった場合
  - ・体調不良により、医療の処置が必要 (医師の指示により利用不可となった場合) となった場合
  - ・他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合
  - ・ご利用者の止むを得ない事情により、長期にわたり (1 か月以上) 不在となることが明らかとなった場合

(11) 利用料金の改定

介護保険制度の改定または、租税、物件価格、近隣住宅の賃料相場、維持管理費増、消費者物価指数、雇用情勢その他経済事情の変動等により、利用料金が不相当になった場合には、料金改定を行う 1 ヶ月前までに、予め文書により説明・同意を得た上で行うものとします。

## 6. サービスの利用方法

### (1) ご利用申込み

まずは、お電話でお申込みください。

ご利用期間決定後、サービス利用契約を締結いたします。尚、ご利用の予約は6ヶ月前から出来ます。

※居宅(介護予防)サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当介護支援専門員等にご相談ください。(サービスご利用後は、当該契約は解除の運びとなります)

### (2) ご契約の終了

#### ①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

利用開始前に契約を終了する場合は、文書でのお申し出によりいつでも契約を解除することが出来ます。

サービスをご利用中(入居中)に契約を終了する場合には、賃貸借契約の定めにより少なくとも退去の30日前まで文書でのお申し出により契約を解除する事が出来ます。

#### ②自動終了

以下の場合は、双方の通知が無くても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けられているご利用者の要介護(支援)認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することが出来ます。

#### ③その他終了

ご利用者(ご家族)が、サービス利用料金の支払および家賃等を1ヶ月以上遅延し、料金の支払のお願いを通知をしたにも関わらず、その通知後10日以内に支払が無い場合または支払の意思表示が無い場合や、ご利用者およびそのご家族等に契約の継続が難しい程の背信行為があった場合、または、事業所の止むを得ない事情(事業所の閉鎖および縮小等)により入所受入が不可能となった場合(この場合は契約終了の30日前までに文書で通知します)は、契約は終了となり、予約も無効となります。

## 7. 事業所のサービスの特徴

### (1) 運営の方針

「福祉コミュニティの創造」と「生き甲斐の創造」との基本理念に基づいて、暖かい心で満たされ、ご利用者の生き甲斐を尊重し、自尊心を損なうこと無く、明るく健全な生活が営まれるように、良質な介護サービス(心のこもったサービス)を提供いたします。

特定施設入居者生活介及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

#### 【株式会社きららホールディングス 介護理念】

共通理念1. 愛和の精神で、職員同士が互いに思いやり、常に笑顔で笑い声溢れる環境を創ります。

共通理念2. “世界一”の介護の質・介護施設を目指し日々考え行動し地域の創生に貢献します。

3. 愛和の精神で、常に利用者様に尊敬の念を持って接します。

4. 愛和の精神で、利用者様の心と身体ケアに努めます。

5. 愛和の精神で、利用者様のありとあらゆる可能性を引き出し、自立支援と老化防止に励みます。

(2) サービス利用の留意点〔事業所〕

事 項	有 無	備 考
従事者の研修	有	従業者の資質の向上のために、 ・採用時研修 定められた内容の研修を採用後3ヶ月以内に実施。 ・採用後研修 採用時研修修了翌年から年間研修を毎年継続して実施。
サービスマニュアルの作成	有	各必要項目毎に具体的なマニュアルを作成しております。
男性介護職員の有無	有	入浴・排泄等の介助の場合等、ご利用者の希望により配慮します。
事業計画及び財務内容の閲覧	有	当社が定める時間・場所で閲覧ができます。
身体的拘束	無	基本的には決して行いません。(但し、社会通念上止むを得ない場合は別協議)
一時介護室の利用	有	同室で生活することにより感染する恐れのある病気にかかられた場合、その他、体調の状況により一時介護室で生活して頂く事が適切だと判断した場合に心身の保護を目的としてご利用者に説明をし同意を得た上で移動して頂きます。その場合医師等の専門家の助言をいただきます。

(3) サービス利用の留意点〔ご利用者〕

事 項	内 容
食事	① 朝 7:30～、昼 11:30～、夕 17:30～となりますが、ご相談下さい。 嚥下機能に合わせ、主食はご飯/全粥/ミキサー/パン。副菜食は一口大、刻み可。 朝食時の牛乳をヤクルト/ヨーグルト/ジュースから選択出来ます。 食事場所は食堂ホールになりますが、食事時間同様、ご相談下さい。
	② 基本的に8:30～19:00 を面会時間とします。
	③ 食事等の準備の都合がありますので、希望の場合は3日前までお知らせください。
	④ 基本的に禁酒となります。喫煙については、施設内は禁煙です。
設備、器機の利用	⑤ 所定の方法に従ってご利用いただきます。
金銭、貴重品の管理	⑥ 基本的には持ち込み禁止です。止むを得ない場合は事務室金庫でお預かりします。
所持品の持ち込み	⑦ 必要最低限の家財、日用品は可能です。
医療機関の受診	⑧ 緊急時(体調不良時)および定期受診等、受診可能です。
特定の宗教、政治活動	⑨ 共同生活の場として、活動を制限および自粛していただきます。
ペット(動物等)	⑩ 原則として、ペットの持ち込みはお断りいたします。
その他サービス利用料	⑪ 居室内に個別で受信設備(テレビ等)を設置された場合は、一般の世帯と同様に放送受信手続きが必要になります。又、各種割引・免除の適用条件は、状況によって異なります。各種手続きや相談については下記連絡先へ相談願います。 NHK ふれあいセンター(ナビダイヤル) 0570-077-077 受付時間: 午前9:00～午後6:00 土・日・祝日も受付

但し、②については、居室内での面会の場合は別途申し出てください。共有スペースでの面会は上記時間内でお願いします。④については、個人の居室においては医師の承諾があれば可としますが、職員へご相談ください。

8. 緊急時の対応

ご利用者の身体状況の変化等緊急事態が発生した場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族および担当介護支援専門員等に速やかに連絡をいたします。

9. 非常災害対策

非常災害(火災、地震等・その他)が発生した場合は、ご利用者の安全な避難等、適切な措置を講じます。尚、防災設備・防災責任者・総合避難訓練等は法令に従い、設置および実施いたします。

又、別途定めるBCP(事業継続計画)により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、出来る限り事業が継続できる様に尽力します。

## 10. 事故発生時の対応

事業所が入居者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、ご家族に連絡をするとともに相談・苦情・事故対応マニュアルに基づき、速やかに対応し保険者に報告します。また加入保険業者と協議のうえ、損害賠償を速やかに行いまいります。

## 11. 感染症・食中毒の予防について

当事業所は、別途定める「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づき、感染症や食中毒の予防と蔓延の防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるBCP（事業継続計画）により本事業が継続できるように尽力します。

## 12. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当事業所では、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合「身体拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。

- ①虐待拘束廃止委員会による検討
- ②ご家族等への説明・同意
- ③拘束の有効性の再検討
- ④経過記録の保管 2. 秘密保持・個人情報

## 13. 秘密保持・個人情報

事業所および従事者は正当な理由無く、その業務上で知り得たご利用者およびそのご家族の秘密（個人情報）は、決して外部に漏らすことはいたしません。（法令を遵守します）また、この秘密保持を行う義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

サービスを円滑に提供するため、サービス担当会議等において、関係機関等と情報を共有する目的で個人に関する情報が必要となる場合があります。事業所は、あらかじめご利用者から文書で同意を得ない限り、ご利用者およびご家族の個人情報を他の機関等へ提供しません。

尚、お客様向け発行紙やブログ等に写真を掲載させていただくことがあります。掲載を拒否される方は事前にお知らせ下さい。

## 14. 相談・苦情対応窓口

【事業所の窓口】 相談・苦情受付窓口 管理者：大信田 一真	〒010-0921 秋田市大町 2-5-1 きららアーバンパレス TEL：018-895-7272 FAX：018-895-7273
【事業所の総合窓口】 相談・苦情解決窓口 施設長：高澤 壽	
【公的機関の窓口】 秋田県国民健康保険団体連合会	〒010-0951 秋田市山王 4-2-3 秋田県市町村会館4階 TEL：018-883-1550 FAX：018-883-1551
【公的機関の窓口】 秋田県福祉サービス相談支援センター	〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町 1-5 秋田県社会福祉会館内 TEL：018-864-2726 FAX：018-864-2742
【市町村の窓口】 ご利用者の居宅（住民票の住所）がある市町村の介護保険担当窓口 ※秋田市のご利用者の場合 秋田市介護保険課 〒010-0951 秋田市山王 1-1-1 TEL：018-888-5674 FAX：018-888-5673 秋田市長寿福祉課 〒010-0951 秋田市山王 1-1-1 TEL：018-888-5666 FAX：018-888-5667	

苦情や相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。また、相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。

## 15. 虐待防止

【事業所の窓口】 相談・苦情受付窓口 管理者：大信田 一真	〒010-0921 秋田市大町 2-5-1 きららアーバンパレス
【事業所の総合窓口】 相談・苦情解決窓口 施設長：高澤 壽	TEL：018-895-7272 FAX：018-895-7273
【市町村の窓口】 ご利用者の居宅（住民票の住所）がある市町村の介護保険担当窓口 ※秋田市のご利用者の場合 秋田市介護保険課 〒010-0951 秋田市山王1-1-1 TEL：018-888-5674 FAX：018-888-5673 秋田市長寿福祉課 〒010-0951 秋田市山王1-1-1 TEL：018-888-5666 FAX：018-888-5667	

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、成年後見制度の利用支援や前項に定める苦情解決体制の整備および虐待防止に対する対応等、必要な措置を講じます。

また、虐待に関する相談等があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため訪問を実施し、厚生労働省令に則り、チェックリストを実施し、必要に応じて公的機関と連携を取り、虐待の防止及び善処に努めます。虐待が日常的に行われていることが確認できた場合、法令に則り速やかに市町村へ通報します。

## 16. 当社の概要

法人の名称	株式会社きららホールディングス
代表者の職・氏名	代表取締役 鈴木 嘉彦
本社の所在地・電話番号	秋田県秋田市大町二丁目5-1 TEL 018-895-7272
定款の事業目的に定める事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 不動産の売買、賃貸、仲介及び土地造成業</li> <li>2. 解体業及び産業廃棄物処理業</li> <li>3. 土石類の採取、加工及び販売</li> <li>4. 漁業、農業、林業、酪農全般及びこれに関する加工品の生産、販売</li> <li>5. 要介護者、病人及び身体障害者に対する入浴・食事・その他の日常生活における介護サービスに関する業務</li> <li>6. 心身の障害及び高齢により日常生活を営むことに支障が有る人に対する日常生活の介護、介助、健康管理を含む生活支援サービス業務</li> <li>7. 各資格取得、育成のための研修及び養成に関する事業、社外における講義・講演・研修・講座等の企画、運営、実施並びに看護スタッフ・介護スタッフの教育業務</li> <li>8. 介護保険法に基づく居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援・第1号訪問事業・第1号通所事業・第1号生活支援事業・第1号介護予防支援事業および介護保険外事業における一切の業務</li> <li>9. サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム事業</li> <li>10. 教育基本法及び児童福祉法に基づく認定こども園、保育所・学童保育運営事業・保育サービス</li> <li>11. 医療福祉用電動ベッド、車いす並びに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売、賃貸</li> <li>12. 介護用品及び介護機器の販売</li> </ol>

	<p>13 OA 機器及び周辺機器及びコンピュータソフトウェア・システムの企画・開発・製造・賃貸・販売・保守事業</p> <p>14 情報通信機器及び周辺機器の販売・賃貸、保守事業</p> <p>15 インターネットのショッピングモール、オークションサイトの運営及び各種情報提供事業</p> <p>16 マッサージ施術所並びに訪問マッサージ事業</p> <p>17 職業紹介事業</p> <p>18 労働者派遣事業</p> <p>19 建築工事、土木工事、電気工事、その他建設工事全般に関する企画、設計、監理、販売、施工、請負、保守事業</p> <p>20 運輸、運送業</p> <p>21 興業企画、運営</p> <p>22 輸出入業</p> <p>23 出版・広告業及び広告代理業</p> <p>24 県産品の加工、販売業</p> <p>25 飲食業及び食品宅配事業</p> <p>26 旅行業</p> <p>27 動物取扱業</p> <p>28 美術品購入、販売・賃貸業</p> <p>29 復興支援事業</p> <p>30 関係法令に定める資格取得、更新のための講義、講座、通信教育等の実施及び教材・図書販売に関する事業</p> <p>31 古物商</p> <p>32 理美容業</p> <p>33 小売業及び移動販売業</p> <p>34 損害保険の代理業</p> <p>35 生命保険募集に関する業務</p> <p>36 発電および売電事業一般</p> <p>37 一般医薬品販売業</p> <p>38 前各号に付帯する一切の事業</p>
事業所	<p>ケアセンターきらら (通所介護事業所・短期入所生活介護事業所)</p> <p>きららアーバンパレス (特定施設入居者生活介護事業所・短期入所生活介護事業所・訪問介護事業所・福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所・通所介護事業所・保育園事業所)</p> <p>秋田市川元開和町(居宅介護支援事業所)</p>

## 個人情報保護に関する方針

きららアーバンパレスは、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 当事業所は、個人の人格の尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、個人情報を慎重に取り扱います
- 2 当事業所は、個人情報を適法かつ適切な方法で取得します。
- 3 当事業所は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 当事業所は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規程に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 当事業所は、本人が個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 6 当事業所は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 7 当事業所は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、全職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。

## 施設利用同意書

きららアーバンパレス入居に際し、下記の内容に同意願います。

### 記

- 1、 人命にかかわる容態が見られる場合は、当センターの看護師の判断により、救急受診する場合があります。その際には、治療上の判断を求められるので、ご家族様の同行をお願い致します。
- 2、 当センターは、医師が常勤ではなく、サービス付き高齢者向け住宅の為、病院と同じ、十分な対応が出来ない事をご了承願います。
- 3、 1、のような容態が続く場合は、担当の介護支援専門員と話し合いをして頂き、今後の介護計画を再度ご検討願います。
- 4、 入居中の不慮の事故（死亡・転倒による骨折・負傷・その他）が起きた場合、施設管理者・施設関係者・担当医師並びに他の利用者に対して、損害賠償の要求、非難責任の追及をしない。またその責任を問いません。
- 5、 夜間を含め、状況に応じてやむをえない場合は、介護職員が医療行為（吸引・経管栄養）を実施することを了承願います。
- 6、 施設利用中に3日以上入院された場合、基本的に一旦退所していただきます。退院後はきららグループの施設をご利用頂けます。
- 7、 きららアーバンパレスの対応に対しての同意の署名欄に署名・押印していただくことで、上記1～6について同意を得たものとします。

# 重要事項説明書及び施設利用に関する同意書

令和 年 月 日

特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護の利用にあたり、利用者に対して重要事項説明書（変更）を交付して、それらの内容について説明をしました。

事業者 住所： 秋田市大町2丁目5番1号  
名称： 株式会社きららホールディングス  
代表者： 代表取締役 鈴木嘉彦  
TEL 018-895-7272 FAX 018-895-7273

事業所 住所： 秋田市大町二丁目5-1 きららアーバンパレス8～9F  
名称： きらら特定施設入居者生活介護事業所竿燈通り  
説明者： 管理者 大信田一真 (印)

## 【当事業所において算定している加算】

- ・夜間看護体制加算（Ⅱ）：9円/日
- ・個別機能訓練加算（Ⅰ）：12円/日
- ・協力医療機関連携加算（2）：40円/月
- ・サービス提供体制加算（Ⅲ）：6円/日
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）：介護保険負担金×12.2%を算定しております。  
※加算内容に関しては表紙裏面の（2）加算料金の下部に記載有り

私は、特定施設入居者生活介護および介護予防特定施設入居者生活介護の利用にあたり、事業所から重要事項説明書に関する同意書の交付を受け、それらに関する説明を受けました。その内容についてここに同意をして署名・押印をします。

令和 年 月 日

利用者 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (印)

代理人 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (印)

(代理人) 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ (印)